

及び必要な広さ」とする。

(一部ユニット型介護老人保健施設に関する経過措置)

13 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第106号)附則第4条に規定する平成17年前介護老人保健施設(以下「平成17年前介護老人保健施設」という。)であって同条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設(以下「一部ユニット型介護老人保健施設」という。)であるもの(平成23年9月1日において改修、改築又は増築中の平成17年前介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く。)であって、同日後に一部ユニット型介護老人保健施設に該当することとなるものを含む。)の施設、設備及び運営に関する基準については、同日後最初の法第94条の2の規定による許可の更新までの間は、同年8月31日において当該介護老人保健施設が従うべき基準の例によることができる。

健康長寿課介護支援室

養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

平成25年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第26号

養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に関する条例(平成24年長野県条例第56号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備)

第2条 条例第11条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員することなどにより火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

2 条例第11条第3項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 居室 次に定める基準

- ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、2人とすることができる。
- イ 地階に設けてはならないこと。
- ウ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
- エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直

接面して設けること。

オ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

(2) 静養室 次に定める基準

ア 医務室又は職員室に近接して設けること。

イ 原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を設けること。

ウ ア及びイに定めるもののほか、前号のア、ウ及びエに定めるところによること。

(3) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。

(4) 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

(5) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(7) 職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

3 前項に定めるもののほか、養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下(中廊下を除く。)の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(職員)

第3条 条例第12条第1項第3号の規則で定める員数は、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上とする。

2 条例第12条第1項第4号の規則で定める員数は、1人とする。

3 条例第12条第2項の規定により定める職員の員数の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 施設長 1

(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(3) 生活相談員 常勤換算方法で、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1以上

(4) 支援員 常勤換算方法で、一般入所者(入所者であって、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第51号)第194条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。第8項において同じ。)又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年長野県条例第52号)第176条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。第8項において同じ。)の提供を受けていないものをいう。以下同じ。)の数が15又はその端数を増すごとに1以上

(5) 看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下この条において同じ。) 常勤換算方法で、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上

(6) 栄養士 1以上

(7) 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当数

4 前項第3号から第5号までの規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の7割を超える養護老人ホー

ム(以下この項において「盲養護老人ホーム等」という。)に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員の員数の基準については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、1に、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (2) 支援員 常勤換算方法で、別表の左欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上
- (3) 看護職員 次に定める基準
  - ア 入所者の数が100を超えない盲養護老人ホーム等においては、常勤換算方法で、2以上
  - イ 入所者の数が100を超える盲養護老人ホーム等においては、常勤換算方法で、2に、入所者の数が100を超えて100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 5 前2項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
- 6 第3項、第4項及び第9項の常勤換算方法とは、当該職員それぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 7 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 8 主任生活相談員のうち1人は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム(次項及び次条において「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。)であって、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。
- 9 外部サービス利用型養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、第3項第3号又は第4項第1号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、1を減じた数とすることができる。
- 10 主任支援員は、常勤の者でなければならない。
- 11 看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型養護老人ホーム(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人保健施設をいう。第13項において同じ。))又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この条において「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。)においては、この限りでない。
- 12 養護老人ホームは、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせなければならない。
- 13 条例第12条第3項の養護老人ホームは、サテライト型養護老人ホームとし、次の各号に掲げる場合には、サテライト型養護老人ホームに当該各号に定める職員を置かないことができる。
  - (1) 本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められる場合 医師

(2) 本体施設が次のアからウまで掲げる施設である場合において、当該本体施設のそれぞれアからウまでに定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるとき 生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員

ア 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

イ 病院(病床数が100以上のものに限る。) 栄養士

ウ 診療所 事務員その他の従業者

(生活相談員の業務に関する特例)

第4条 生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホームにおいては、主任支援員が条例第21条第1項及び第2項に定める業務を行うものとする。

(感染症及び食中毒の予防等のための措置)

第5条 条例第23条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第24条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。
- (事故発生等の防止のための措置)

第6条 条例第28条第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その旨の報告がされ、及びその分析を通した改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(別表) (第3条関係)

一般入所者の数	支援員の数
20以下	4
21以上30以下	5
31以上40以下	6
41以上50以下	7
51以上60以下	8
61以上70以下	10
71以上80以下	11
81以上90以下	12
91以上110以下	14
111以上120以下	16
121以上130以下	18
131以上	18に、入所者の数が131を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数

健康長寿課介護支援室

特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

平成25年3月29日

長野県知事 阿部 守一

## 長野県規則第27号

特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第57号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備)

第2条 条例第11条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する2階建て又は平屋建ての建物であることとする。

(1) 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長)又は消防署長と相談の上、条例第9条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第9条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよ

う、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第11条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員することなどにより火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

3 条例第11条第4項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 居室 次に定める基準

ア 一の居室の定員は、原則として1人とすること。ただし、知事が必要と認めた場合は、2人以上4人以下とすることができる。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放することができるようにすること。

キ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を設けること。

ク ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 静養室 次に定める基準

ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

イ アに定めるもののほか、前号のイ及びエからクまでに定めるところによること。

(3) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 洗面設備 次に定める基準

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(5) 便所 次に定める基準

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(6) 医務室 次に定める基準

ア 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(7) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(8) 介護職員室 次に定める基準

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ 必要な備品を備えること。

(9) 食堂及び機能訓練室 次に定める基準